

平成22年11月11日

# 個人所得課税

(個人住民税<金融証券税制>)

【資料】

## 見直しの視点【個人住民税の金融証券税制】

- 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率3%（本則5%）により、地方団体に約1,000億円／年の減収が生じていることをどう考えるか。
- なお、住民税の税率は、10%比例税率（給与所得等に適用）が基本である一方、利子・配当、株式・土地等の譲渡益については、原則5%となっているが、このことをどのように考えるか。

※減収額は過去5カ年度（H17年度～H21年度）の決算等に基づく平均値。

### <参考>

上場株式等の配当・譲渡益に係る税率	（本則税率）	所得税：15%	住民税：5%	合計：20%
	（軽減税率）	所得税：7%	住民税：3%	合計：10%

## 金融所得等に係る個人住民税の税率設定

		税率		備考
		住民税	(参考)所得税	
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%	利子割により源泉徴収方式で課税。
配当等	上場株式等	5% (～H23: 3%)	15% (～H23: 7%)	配当割により源泉徴収方式で課税。申告分離課税・申告総合課税も選択可能(この場合、配当割額を税額控除)。
	上場株式等以外	10%	最低5%・最高40%	申告総合課税。
株式等譲渡所得	上場株式等	5% (～H23: 3%)	15% (～H23: 7%)	源泉徴収選択特定口座分については株式等譲渡所得割(株式割)により源泉徴収方式で課税。申告分離課税も選択可能(この場合、株式割を税額控除)。その他は申告分離課税。
	上場株式等以外	5%	15%	申告分離課税。
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%	申告分離課税。
	長期保有・優良宅地等	～2000万円: 4% 2000万円～: 5%	～2000万円: 10% 2000万円～: 15%	申告分離課税。居住用財産の場合は、～6000万円: 4%、6000万円～: 5%(住民税の場合)。
	短期保有	9%	30%	申告分離課税。短期保有のうち事業所得・雑所得扱いとなる場合は、税率12%(所得税: 40%)等による重課あり。
先物取引		5%	15%	申告分離課税。
(参考)給与所得等その他の所得		10%	最低5%・最高40%	総合課税。

所得税は、給与所得等は5～40%の累進税率、金融所得等は原則15%(上場株式等の配当・譲渡益は軽減税率により7%)。

<議論の中間的な整理(税調・専門家委員会)[金融証券税制関係抜粋]>

- ・ 利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する住民税の税率については、従来の住民税の最低税率5%に合わせて設定していたが、税源移譲で一律10%にした際、特に見直しをしないまま税率5%となっている。